

令和5年6月

各位

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
石川県支部長 大 弥 保 憲

クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に係る定期自主検査者 安全教育の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から当支部の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建設機械の多機能化に伴い、ドラグ・ショベル等の車両系建設機械にクレーン機能（荷を上げるためのフック及び安全装置等を取り付けることにより荷をつり上げ、運搬を行うことができる機能をいう。）を備えたものが開発され、作業現場に導入されているところであります。当該機械は、荷を動力を用いてつり上げ、これを水平に運搬することを目的とした機械装置と認められることから労働安全衛生法に規定されている移動式クレーンに該当しますので、労働安全衛生法令の車両系建設機械に係る規定及び移動式クレーンに係る規定の両方が適用されます。

したがって、当該機械のクレーン部分に関しては同法第45条第1項の規定により定期自主検査を、建設機械部分に関しては同条第2項の規定により特定自主検査を行うこととなります。

このたび、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長事務連絡（平成16年6月7日付け基安安発第0607001号「クレーン機能を備えた車両系建設機械のクレーン部分に係る定期自主検査者教育について」）に基づき下記により標記の教育を実施しますのでご案内申し上げます。 敬具

記

1 開催日時 **令和5年7月26日（水） 午後1時から5時まで**

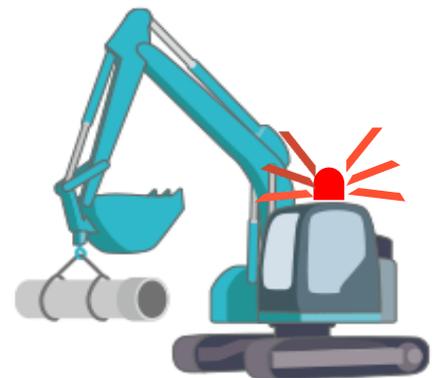
2 開催場所 **金沢市観音堂町へ1番地
ポリテクセンター石川**

3 受講対象者 「整地・運搬・積み込み用機械」、「掘削用機械」
または「解体用機械」について
特定自主検査資格を有するもの。

4 定員 15名

5 カリキュラム

- | | |
|---|--------|
| (1) 移動式クレーン定期自主検査の意義 | 0.5時間 |
| (2) 移動式クレーンの上部旋回体、下部走行体及びアウトリガの検査に関する知識 | 0.5時間 |
| (3) 移動式クレーンのフロントアタッチメントの検査に関する知識 | 0.25時間 |
| (4) 移動式クレーンの安全装置の検査に関する知識 | 1.0時間 |
| (5) 移動式クレーンの荷重試験の方法及び各部給油一般の検査に関する知識 | 0.75時間 |
| (6) 関係法令及び災害事例 | 0.5時間 |



裏面に続く

6 受講料 **会員 7, 700円 一般(会員以外) 8, 250円**

(注：受講料には、テキスト代及び消費税10%が含まれています。)

受講を取り消す場合は、速やかに当支部へ申し出てください。受講を取り消した場合の受講料の取り扱いは、7月19日までは受講料を全額返金し、7月20日から7月24日まではテキスト代のみを返金し、7月25日から7月26日(当日)までは受講料は全額返金しません。

7 受講申込み及び受講料支払いの方法

(1) 受講申込みの方法

- ①「定期自主検査者安全教育受講申込書」と
- ②「特定自主検査資格を証する書面の写し」(「原本と相違ない」旨事業主が証明したもの)を
〒920-0806

石川県金沢市神宮寺3丁目1番20号(コマツ石川㈱レンタル事業部事務所2階)

公益社団法人建設荷役車両安全技術協会石川県支部

へ郵送または持参してください。

(2) 受講申込期限及び受講料納入期限等

- ①受講申込及び受講料納入期限 **7月12日(水)**といたします。ただし定員になり次第締め切りとさせていただきます。

また、受講申込者が7名に満たない場合は、実施を見送る場合もございます。

- ②受講料は、次の口座に振込んでください。また、請求書をご入用な方はお申し付けください。
なお、恐れ入りますが、振込手数料は、貴社においてご負担をお願いします。

ア 銀行振込の場合 北国銀行 城南支店 普通預金 口座番号 220471

口座名義 公益社団法人建設荷役車両安全技術協会石川県支部

フリガナ シャ)ケンセツニヤクシヤリヨウアンゼンギジュツキヨウカイ

イ 郵便振替の場合 口座記号番号 00760-7-25564

加入者名 公益社団法人建荷協石川県支部

フリガナ シャ)ケンニキョウイシカワケンシブ

8 修了証の交付

教育を修了した者に、当日会場で「クレーン機能付き車両系建設機械クレーン定期検査者安全教育修了証」を交付しますので、受講者に**印鑑**を持参させてください。

9 参考事項

- (1) 定期自主検査(労働安全衛生法第45条第1項)とは、ボイラーその他の機械等で、政令で定めるもの(移動式クレーンがこの中に含まれています)について、事業者が行う検査のことです。
- (2) 特定自主検査(労働安全衛生法第45条第2項)とは、定期自主検査を行う機械等のうち、フォークリフト、車両系建設機械、不整地運搬車、高所作業車、プレス機械について、事業者が事業内検査者または検査業者に実施させる検査のことです。
- (3) 当該教育につきましては、**クレーン機能付き車両系建設機械の検査のみ**を対象としています。
- (4) 受講票は7月19日頃お送りする予定です。
- (5) 新型コロナウイルスの感染拡大により開催できない場合もございます。
その場合は、「6 受講料」の返金期日にかかわらず、全額返金させていただきます。

定期自主検査者 安全教育受講申込書

該当事項を記入、又は○で囲んで下さい。 *印欄は支部が記入します。

受講コース

- A クレーン機能付車両系建設機械
- B ショベルローダー等

* 受付番号	
* 受付日	年 月 日
* 登録番号	
* 顧客コード	

ふりがな			
受講者氏名			
生年月日	年	月	日
現住所	〒		
電話番号	TEL	-	-
勤務先	会員番号		
	ふりがな		
	事業所名		
	所在地	〒	
電話番号	TEL	-	-
「保有する資格」について該当する項目の記号を○で囲んで下さい。			
【保有する資格】			
A	クレーン機能付 車両系建設機械	イ. 事業内検査者(整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械)	ロ. 検査業者検査員(整地・運搬・積込み・掘削用及び解体用機械)
		ハ. その他	
B	ショベルローダー等	イ. 事業内検査者	ロ. 検査業者検査員
		ハ. ショベルローダー等運転技能講習修了者	ニ. 自動車整備士の資格者
		ホ. その他	
注) 保有する資格を証明する修了証又は証書の写しを必ず添付して下さい。			

申込日 年 月 日

上記のとおり受講を申し込みます。

受講者又は研修担当者職氏名 :

印

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

石川県 支部御中

** ご記入頂いた個人情報につきましては、公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会が責任を持って管理し、当協会が実施するその他研修、各種セミナー、講習会、調査等の目的以外に使用することはありません。